

# 平成21年度土地・家屋価格等 縦覧簿の縦覧および固定資産 課税台帳の閲覧を行っています

市では、地方税法第416条および第382条の2の規定により、

縦覧帳簿の縦覧および課税台帳の閲覧を行っています。

土地価格等縦覧帳簿には、所在、地番、地目、地積、価格を、また、  
家屋価格等縦覧帳簿には、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価  
格をそれぞれ記載（ただし、非課税または免税点未満は除く）してお  
り、所有者以外の土地または家屋の帳簿も縦覧できます。  
なお、従来から行われてきました固定資産課税台帳の縦覧は、固  
定資産課税台帳の閲覧として同様に行い、借地借家人等も閲覧でき  
ます。

## 【期間】

縦覧帳簿の縦覧 4月1日（水）から6月1日（月）まで

固定資産課税台帳の閲覧 4月1日（水）から

※縦覧期間中の閲覧は無料です。「縦覧期間中以外は手数料が必  
要となります。」

（午前8時30分～午後5時15分。ただし、土曜、日曜、祝祭日は  
除きます。）

## 【縦覧・閲覧できる人】

納税者（所有者および相続人）、納税管理人。前記以外の人および  
法人名義分を閲覧する人は、納税者の印鑑または委任状が必要です。  
なお、縦覧では、土地については土地の納税者、家屋については  
家屋の納税者、両資産の納税者は両方の縦覧ができます。  
また、借地借家人等は、縦覧をすることができません。

## 【縦覧・閲覧場所】

市税務課（市役所1階）

## 【持参するもの】

印鑑または運転免許証・納税通知書・保険証など本人と確認でき  
るもの。借地借家人等は、当物件の賃貸借契約書・領収書などの書  
面で権利関係が確認できるもの。

詳しくは、市税務課固定資産税係（市役所1階☎32・2115）まで。

# 乳幼児等医療費受給者のみなさまへ ～変更届が必要となるときがあります～

お子様の健康保険証に変更があつたとき（記号番号などが変わり、新しい健康保険証が交付された  
とき）、扶養者が変わったときは、変更届が必要です。

変更届の際に必要となる物
○お子様の健康保険証に変更があつたとき <small>（記号番号等が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき）</small>
○扶養者が変わったとき
○お子様や受給者の氏名が変わったとき
○お子様の住所が変わったとき
受給者証・印鑑

お問い合わせは、市健康増進課 乳幼児等医療担当（市役所1階④番窓口☎32・2113）まで。

# 重度心身障害者等医療費受給者のみなさまへ ～変更届が必要となるときがあります～

健康保険証に変更があつたとき（記号番号などが変わり、新しい健康保険証が交付されたとき）、  
新しい手帳が交付されたとき、扶養義務者に変更があつたときなどは、変更届が必要です。

変更届の際に必要となる物
○加入している健康保険証に変更があつたとき
○新しく手帳が交付されたとき <small>（障がいの程度や等級が変わっていない場合も）</small>
○扶養義務者に変更があつたとき
受給者証・印鑑

お問い合わせは、市健康増進課 重度医療担当（市役所1階④番窓口☎32・2113）まで。